

# 手続案内は**事前予約制**です

水戸地方法務局では、登記申請を予定している皆様への手続案内について、事前予約制と  
しています。予約をされていない場合は、利用できないことがあります。

(予約方法)

【電話】又は【面談】による手続案内：電話による予約となります。

【ウェブ】による手続案内：「法務局手続案内予約サービス」による予約となります。

## 手続案内予約のお問合せ先

### 《不動産登記について》

庁名	電話番号	相談の曜日	所在
水戸地方法務局	029-227-9922 (音声ガイダンス②→①)	月～金	水戸市北見町1番1号 (水戸法務総合庁舎1階)
日立支局	0294-21-2253 (音声ガイダンス②)	月・水・金	日立市弁天町2丁目13番1 5号(日立法務総合庁舎2階)
常陸太田支局	0294-73-0221 (音声ガイダンス②)	月・金	常陸太田市山下町1221番 地1
土浦支局	029-821-0783 (音声ガイダンス①→③)	月～金	土浦市下高津1丁目12番 9号
つくば出張所	029-851-8186 (音声ガイダンス①)	月～金	つくば市吾妻1丁目12番地 1(筑波合同庁舎2階)
龍ヶ崎支局	0297-62-0225 (音声ガイダンス②→①)	月・水	龍ヶ崎市2985番地
取手出張所	0297-83-0057 (音声ガイダンス②→①)	月～金	取手市宮和田1784番地1
鹿嶋支局	0299-83-6000 (音声ガイダンス②)	月～金	鹿嶋市宮下5丁目20番地4
下妻支局	0296-43-3937 (音声ガイダンス②)	月～金	下妻市下妻乙1300番地1
筑西出張所	0296-22-3495 (音声ガイダンス①)	月・水・金	筑西市丙116番地16 (筑西しもだて合同庁舎4階)

### 《会社・法人登記について》

庁名	電話番号	相談の曜日	所在
水戸地方法務局	029-227-9926 (直通)	火・水・木	水戸市北見町1番1号 (水戸法務総合庁舎1階)

## 「法務局手続案内予約サービス」へのアクセス

### 《不動産登記、会社・法人登記共通》

「<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>」



\* 時間帯等の詳細は、希望する法務局にお問い合わせください。

# 手続案内の利用に当たってのお知らせ

## 1 内容

- 登記申請手続に関する事項
- 法定相続情報一覧図の保管及び交付申出に関する事項

\* 法律相談や個別の契約内容などの相談はお受けできません。

## 2 対象者

- 登記申請を予定している当事者及びその法定代理人
- 法定相続情報一覧図の保管及び交付申出をすることができる相続人

\* 上記以外の方は、お断りする場合があります。

## 3 案内時間

- 1回の案内時間は、20分以内とさせていただきます。

## 4 案内方法

- ①【電話】による手続案内：予約された日時に、当局の職員が利用者の指定した電話番号に庁用の携帯電話から電話をする方法で行います。
- ②【面談】による手続案内：予約された日時に、希望する法務局の窓口にお越しください。
- ③【ウェブによる】手続案内：「ウェブ登記手続案内について」をご覧ください。
  - 予約時間を10分経過しても通話できない場合は、予約をキャンセルされたものとして扱いますので、あらかじめご承知おき願います。

## 5 ご用意する書類等

- 登記事項証明書等の関係する書類をご用意ください。

## 6 注意事項

- 手続案内は、登記申請書の「事前審査（内容の確認）」ではありません。登記申請書を受付後、登記官の審査による結果、申請書の訂正や添付書類の追加提出が必要になる場合があります。
- 一般的な申請書の記載方法や必要な添付書類の説明のみを行います。個別又は具体的な記載内容の説明は行いません。
- 登記申請書や添付書類は、お客様ご自身で作成していただくこととなります。手続案内の担当者は、申請書類等の作成代行はできません。

\* 申請書様式（解説つき）は、法務局ホームページをご覧ください。

不動産登記

「<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>」

会社・法人登記

「<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>」



（不動産登記）



（会社・法人登記）

- 司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない者が業務として代理人となり登記申請をした場合、刑罰が科されることがあります。

\* 司法書士法第73条 土地家屋調査士法第68条

## 7 その他

- 登記申請書の作成を完了するまでに、数回ご利用していただく場合があります。また、登記申請書を提出されて登記が完了するまでも、数回来庁していただく場合があります。お時間のないお客様や手続が難しいと考えられるお客様に対し、司法書士や土地家屋調査士への依頼を検討されることをお勧めすることがあります。

茨城司法書士会 ☎029-225-0111

茨城土地家屋調査士会 ☎029-259-7400